

令和 8 年度焼津市中小企業等省エネルギー診断支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 市長は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業者等が自社のエネルギー使用状況を的確に把握し、エネルギーの使用を合理化することにより、市域全体の脱炭素化を推進するため、省エネルギー診断を実施する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては焼津市補助金等交付規則（昭和 60 年焼津市規則第 1 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 法人（国、地方公共団体及び次のいずれかに該当する会社を除く。）及び個人事業者をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超える会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者

イ 資本金の額又は出資の総額が 1 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 100 人を超える会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者

ウ 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 100 人を超える会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営む者

エ 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 50 人を超える会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営む者

(2) 事業所 事業の用に供する工場、事務所その他の事業場をいう。

(3) 省エネルギー診断 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するウォークスルー診断及び I T 診断並びに一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 市内に事業所を有する中小企業者等であること。

(2) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に省エネルギー診断を実施していること。

(3) 市税を完納していること。

(4) 事業を営む者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費は、省エネルギー診断に要した経費のうち診断料に相当する経費とする。

2 補助額は、補助対象経費の額（1,000円未満切り捨て）とし、2万円を限度とする。

3 前項の補助対象経費の算出にあつては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

4 この要綱による補助金の交付は、1事業所につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて令和9年3月31日までに焼津市中小企業等省エネルギー診断支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を提出しなければならない。

(1) 省エネルギー診断に係る領収書の写し

(2) 省エネルギー診断の結果報告書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、焼津市中小企業等省エネルギー診断支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）より申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 交付決定を受けた者は、前条の通知を受領したときは速やかに焼津市中小企業等省エネルギー診断支援事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。